

改正

平成24年 7 月 1 日訓令第 4 号

平成25年 1 月 4 日訓令第 1 号

平成25年 3 月15日訓令第10号

碧南市広告掲載実施規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、行財政改革の一環として、市が管理する資産等（以下「市有資産」という。）を有効に活用するとともに新たな財源の確保又は経費の節減及び地域経済の活性化を図るため、市有資産への広告掲載の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む団体又は個人をいう。
- (2) 広告掲載 市が事業者の当該事業に係る広告を広告媒体に掲載又は掲出すること及び市の施設等の命名権を売却することをいう。
- (3) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市のホームページ
 - イ 印刷物（封筒を含む。）
 - ウ 市の施設
 - エ その他広告媒体として市長が適当と認めるもの
- (4) 物品提供 事業者が広告媒体に広告掲載した物品を市に納入することをいう。

(広告掲載の基準)

第 3 条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に規定する営業又はこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第 2 条第 1 項に規定する業種又はこれに類する業種
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者
- (4) 税を滞納している事業者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- (6) その他市長が適当でないとして認める業種又は事業者

2 次に掲げる内容の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の主義又は主張に関するもの
- (6) 国又は地方公共団体が広告掲載に係る企業、製品、商品若しくはサービスを推奨していると誤解を招くおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 射幸心をあおるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの

(ホームページに関する基準の特例)

第 4 条 市のホームページに掲載する広告に関しては、市のホームページ内に表示される広告のほか、当該広告のリンク先についても前条の基準を満たさなければならないものとする。

(広告掲載の募集等)

第 5 条 広告掲載は、次に掲げる事項を募集要項で明らかにし、事業者に対して募集するものとする。

- (1) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間又は提供期間
 - (2) 広告料（広告料を徴収しない場合は除く。）
 - (3) 申込方法及び申込期間
 - (4) 申込資格
 - (5) 提出書類
 - (6) 広告掲載に係る広告の選定方法
 - (7) その他市長が定める事項
- 2 広告掲載を申込み事業者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

（広告掲載募集事務の代理）

第6条 市長は、広告掲載の募集に係る事務を市長が指定した広告代理店に行わせることができる。

（審査会）

第7条 広告媒体に掲載する広告を審査するため、碧南市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 広告掲載の内容
 - (2) 広告掲載の申込者及びその業種
 - (3) その他広告掲載に関する事。
- 3 審査会の会長は、副市長をもって充てる。
- 4 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 市民協働部長
 - (3) 経済環境部長
 - (4) 建設部長
 - (5) 開発水道部長
 - (6) 経営管理部長
 - (7) 教育部長
 - (8) 広告掲載する広告媒体を所管する前各号に掲げる者以外の部長
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。
- 7 審査会の庶務は、総務部行政課において処理する。

（会議）

第8条 審査会は、会長が前条第2項各号に掲げる事項について審査をする必要があると認めた場合に招集する。

- 2 審査会の議長は、会長とする。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、審査会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会長は、軽易な事案について審査会に付すべき必要がないと認めるとき又は審査会を招集する暇がないと認めるときは、総務部行政課長に審査させることにより審査会の審査に代えることができる。

（会議の結果）

第9条 会長は、審査会で決定した事項について、市長に報告するものとする。

（結果の通知）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、広告掲載の可否について、申込者にその旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第11条 市長は、広告掲載を行う申込者（以下「広告主」という。）と契約を締結する。ただし、当該広告料が130万円を超えない場合は、広告主が広告掲載承諾書を提出することにより当該契約を省略することができる。

(広告料の納入)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納入しなければならない。ただし、広告掲載された広告媒体を物品提供により市に無償で提出する場合は、この限りでない。

(広告表示内容の訂正等)

第13条 市長は、広告の表示内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて内容の訂正又は削除を広告主に求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告料が指定期日までに納入されなかったとき。
- (2) 広告の原稿又は広告が掲載された物品が指定期日までに提出されなかったとき。
- (3) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容に係るすべての責任は、広告主が負うものとする。

2 広告掲載に要する経費（広告掲載期間終了後及び前条の規定により広告が取り消された場合における当該広告の撤去及び回収費用も含む。）は、広告主の負担とする。

3 広告主の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(広告料の還付)

第16条 納入された広告料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該広告料の全部又は一部を還付することができる。

(物品提供の募集に対する準用)

第17条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、物品提供の募集に準用する。この場合において、これらの規定中、「広告掲載」とあるのは「物品提供」と、「広告主」とあるのは「物品提供事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月1日訓令第4号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月4日訓令第1号)

この訓令は、平成25年1月4日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日訓令第10号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。